



グリーン調達ガイドライン

2025年12月5日 発行

第10版

音羽電機工業株式会社

株式会社セラオン

目次

1. はじめに.....	3頁
2. 音羽グループの環境活動.....	4頁
(1)経営理念	
(2)環境方針	
3. 目的.....	4頁
4. 適用範囲.....	5頁
5. 方針.....	5頁
6. 環境管理物質について.....	6頁
(1)環境管理物質の種類	
(2)用語の定義	
(3)環境管理物質管理体制	
(4)お取引先様へのお願い	
7. 適用開始日.....	11頁
8. お問い合わせ先.....	11頁
9. 改訂履歴.....	11頁
附属書 指定化学物質リスト.....	13頁

1. はじめに

音羽電機工業株式会社、株式会社セラオン(以下 当社)では、地球環境を守る事を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、製品の開発・設計・製造・販売・物流のあらゆる企業活動を通して環境負荷の低減に継続して取り組んで参りました。

昨今では、環境問題への社会的関心の高まりから、EU の環境規制を始め各国の法規制が強化され、また地球温暖化によるCO₂ 及び温室効果ガス排出量削減サーキュラーエコノミーの実現、水資源・生物多様性の問題、責任ある鉱物調達の取組み等、企業活動に対する社会的な責任の要求も一層厳しくなってきております。当社では、このような要請に積極的に応えていくことが企業としての重要な役割と認識しており、より環境負荷の少ない資機材の調達を推進するため「グリーン調達ガイドライン」を制定致しました。

お取引先様におかれましては、継続的なパートナーとしてのお取引きを進めていただくために、本「グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷の少ない部材およびサービスの提供を推進して頂くことが、調達する上で不可欠なこととなります。

お取引先様との環境(保全活動に関する)課題を共有し、相互協力のもとにグリーン調達の推進を図りたく、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

音羽電機工業株式会社
環境管理室
購買資材部

2. 音羽グループの環境活動

(1) 経営理念

私達は自然の脅威“雷”と共生するために、常に探究心を怠らず、顧客と共に雷ビジネスの市場を創造し、21世紀の社会にナンバーワンで貢献する喜びを、社員と共に分ち合える企業を目指し、そこに真の存在価値を見出す。

そして、常に創る楽しさをもって、夢を描き、充実と幸福を追求する人達により運営され、社会に評価される努力を怠らず、限りなく全力を尽くすことである。

(2) 環境方針

音羽電機工業株式会社は、雷対策の専門メーカーとして“雷”をキーワードにコア技術をみがき、成長し発展させる。そのためにも地球環境の重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、事業活動がもたらす環境影響に配慮し、恵み豊かな環境を現在及び将来にわたって維持向上させる活動を展開する。

1. 環境目標を設定し、定期的に見直すことで、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境汚染の予防に努める。
2. 環境に関する国内外の法規制並びに自ら設定する諸要求事項を順守する。
3. グリーン調達を推進し、環境に配慮した技術開発及び生産活動を行う。
4. 資源の有効活用を推進し、循環型社会の構築を目指す。
5. 自然生態系及び生物多様性の保全に努め、持続可能な社会の構築を目指す。
6. 全従業員に当社の環境活動を周知、徹底する。
7. 本環境方針を外部に公開する。

音羽電機工業株式会社 代表取締役社長 吉田 厚
2024年4月1日

3. 目的

当社は、環境に配慮した製品・サービスをお届けするために、グリーン調達を推進します。その一環として環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の少ない材料や部品を優先的に調達することとします。本ガイドラインは、グリーン調達に関する音羽グループの基本的な考え方や、環境管理物質について、お取引先様にお願いする具体的な内容について示し、当社の要求事項を遵守いただくことを目的としております。

4. グリーン調達の適用範囲

当社の製品を構成するすべての納入品及び当社の製品とともに出荷される梱包材等を原則として対象とします。納入品及梱包材等については、以下とします。

- (1) 原材料(化学物質、金属材料、樹脂材料、溶剤、その他)
- (2) 部品(電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント基板、線材、金属ケース、ネジ、その他)
- (3) 副資材(塗料、接着剤、はんだ材料、めっき材料、その他)
- (4) 包装資材(ダンボール、袋、緩衝材、テープ、ラベル、取扱説明書、印刷インキ、その他)
- (5) 製造工程で使用する化学品や製造設備(治工具含む)の構成部材などで、意図する、意図しないに関わらず、完成した製品に含有又は付着するもの
- (6) 当社への納入時に輸送・保護用の梱包材等で、納入品に直接接触し、管理対象物質が移行・混入する恐れのあるもの

5. 方針

環境に配慮したお取引先様からの購入を優先的に実施し、歩留り改善、品質改善、工数改善、リサイクルの推進、エネルギー資源の有効活用等、事業活動のあらゆる段階において、環境負荷の低減に取り組み、循環型社会の構築に貢献して参ります。

物品の購入に際しては、以下の要件を考慮します。

- (1) 環境関連法令を順守し、環境や人の健康に悪影響を与えるような物質を含んでいない
- (2) 化学物質管理の徹底及び情報伝達
- (3) 資源やエネルギーの消費が少ない
- (4) 資源循環を推進し、持続可能な資源を使用している
- (5) 従来のものより長期使用や再使用が可能である
- (6) 廃棄されるときに分解や処分が容易で、土壤汚染等の環境負荷が小さい
- (7) 使用にあたって、騒音・振動・悪臭等の発生が少ない
- (8) 水資源の低減または水循環の推進
- (9) 生物多様性保全

また、当社では米国金融規制改革法、EU紛争鉱物規則に基づき、コンゴ民主共和国(DRC)及びその周辺国及び高リスク地域において、人権侵害等の不正に関わる武装勢力の資金源となる鉱物が含んだ部材・材料の調達を回避するための責任ある鉱物調達に取り組んでいます。さらに、電池に使用される原材料の責任ある調達に関する社会からの期待が高まっており、EU電池規則のデュー・ディリジェンス要件の対象となる電池のサプライチェーンに関する環境・社会リスクの責任ある鉱物調達に取り組んでいます。

そのため、当社では、「タンタル、錫、タングステン、金(通称 3TG)」及び「コバルト、マイカ、銅、グラファイト、リチウム、ニッケル」等の鉱物について、調査を行い問題のない製錬／精錬所からの調達を推進します。

調査の結果、これらの不正に関わる製錬／精錬所から採掘された鉱物は、使用しない方針です。

6. 環境管理物質について

(1)環境管理物質の種類

当社では、環境管理物質を「禁止物質」、「管理物質」、「顧客要求規制物質」の3種類に分類します。適用範囲(第4項)に記載した物品につきましては、これらの物質が使用されていないもの、適切に管理されているものを優先して購入します。

各物質の詳細は附属書「指定化学物質リスト」をご参照下さい。

表 1.環境管理物質の分類

ランク	定義	管理水準
禁止物質	国内外の法規等で製品への含有・使用が禁止又は制限されている物質で、附属書、指定化学物質リストに定める禁止物質。	即時使用を禁止する。 (但し、許容濃度以下及び適用除外規定に基づく含有は認められる)
管理物質	法規等で近い将来に禁止又は制限される見込みの物質。 当社が自主的に使用を制限する物質で、附属書、指定化学物質リストに定める管理物質。	使用部材変更や代替部材の開発により、段階的に使用を禁止する。 含有する場合は、含有量を把握・管理する。
顧客要求規制物質	顧客要求事項により規制される物質。	当該要求事項に関係する製品については、要求事項に従い使用を制限する。

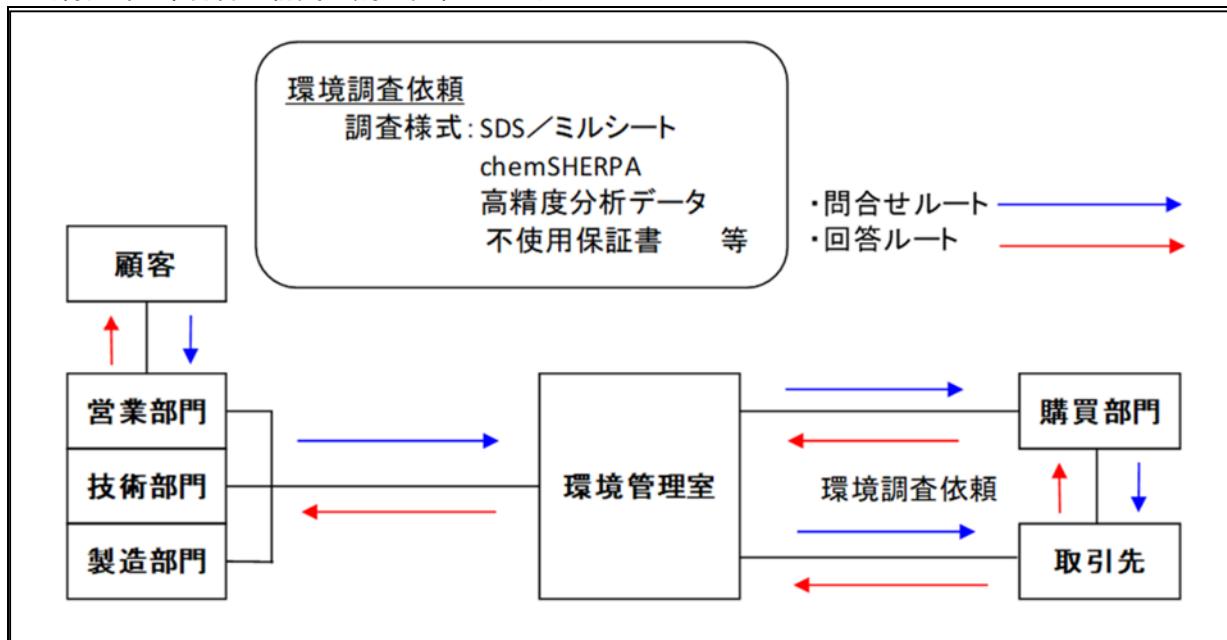
(2)用語の定義

- ・含有 ~ 製品に環境管理物質が含まれている状態(残留又は付着・移行した状態)のこと。
※例えば、製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備は、残留又は付着・移行に注意が必要。意図的に使用(含有)しているものや、不純物として含有しているものを含む。
※意図的に使用→含有量に関係なく、含有とみなす。
不純物→含有量が許容濃度を超えている場合は、含有とみなす。
- ・不含有 ~ 製品に環境管理物質が含まれていない状態のこと。
または、環境管理物質を不純物として含有しているが、許容濃度以下である場合。
- ・意図的使用 ~ 製品に特定の性能や外観等をもたらすために意図して使用され、今後も継続して含有が望まれるもの。
- ・不純物 ~ 天然素材中に含有し精製過程で除去しきれないものや、反応過程で生じ、技術的に除去することが不可能なもの。
- ・許容濃度 ~ 環境管理物質の各物質に定められており、含有が許される濃度のこと。
許容濃度は物質ごとに分母が異なりますのでご注意ください。
意図的使用禁止…許容濃度を記載している物質については、不純物や反応副生成物についても記載の濃度以下で管理をお願いします。許容濃度の記載のない物質については、含有が確認された場合、別途ご連絡ください。

- ・均質材料 ～ 機械的方法によって分離することのできない最小単位のこと。
例:めっき、合金母材、ガラス など(ラベルでは、粘着剤・基材・インクが、それぞれ均質材料となる。)
- ・chemSHERPA (ケムシェルパ)
～経済産業省が主導して開発、推奨しCMPコンソーシアムが運営する製品含有化学物質の伝達スキーム
- ・chemSHERPA—AI
～ 成形品の情報を流す形式。その中の成分情報とは製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率(量)のこと、遵法判断情報とは特定の法規則・業界標準の定める対象物質を含有しているかを判定する。
- ・chemSHERPA—CI
～ 化学品の情報を流す形式。その中の成分情報とは、製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率(量)のことである。

(3)環境管理物質管理体制

(青矢印:環境管理物質の調査依頼ルート)



当社、環境管理室では、環境管理物質の含有状況を把握するために、調査様式を選定してお取引先様に調査を依頼します。調査結果を確認し、必要に応じて関係部門へ情報発信を行います。また、調査結果は、環境管理室が管理致します。

(4) お取引先様へのお願い

① 環境管理物質の管理体制

- ・ 新規にお取引を開始するとき及び、定期的に管理体制を評価させていただきます。
管理体制確認のため、当社より調査票等を送付いたしますのでご回答ください。また必要に応じて事業所の訪問調査をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。
- ・ 納入いただく物品について法令の遵守及び、附属書「指定化学物質リスト」で規定した物質の含有量の把握と管理をお願いいたします。なお、当社ホームページ(<https://www.otowadenki.co.jp/>)にて「グリーン調達ガイドライン」を公開していますので最新版をご確認ください。
- ・ 環境管理物質の混入・汚染などを防止するため、識別管理の実施をお願いいたします。また、リサイクル原材料をご使用される際は成分の確認及び製品の製造履歴の管理をお願いいたします。クローズドリサイクル樹脂材(樹脂成形不良品を自社あるいは外部で粉碎して再利用される樹脂材料)をご使用の際はロット毎のRoHS禁止物質の含有率の履歴を保管してください。
- ・ 納入される物品において、禁止物質及び顧客要求規制物質の含有が判明した場合は、速やかに当社購買資材部または環境管理室へご連絡ください。
- ・ 納入される物品の変更の際には事前に当社購買資材部まで変更申請をしていただき、相互に確認の上、変更をお願いいたします。
- ・ お取引先様自身の環境管理物質の環境負荷削減に向けた取り組み(環境に著しい影響を与える可能性のある物質の削減、代替などの継続的改善、教育、社内体制づくり、PRTR(VOC含む)の集計及び低減など)を推進いただけますようお願いいたします。

② 購入先、生産委託先様(以降二次お取引先様)の管理

本ガイドラインを含め当社からの要求並びに情報については、二次お取引先様への確実な伝達と、管理状況の把握及び、必要に応じて指導をお願いいたします。

③ 化学物質含有調査

- ・ 「指定化学物質リスト」で定める環境管理物質の含有量等の情報提供に、ご協力をお願いいたします。
- ・ 当社に納入いただく材料や部品等について、経済産業省が主導して開発、推奨し CMPコンソーシアムが運営するchemSHERPA—AI／CIによる製品含有化学物の調査を必要に応じて実施いたしますので、最新版のchemSHERPAを用いて開示・伝達をお願いいたします。なお、最新版のchemSHERPAについては、CMPコンソーシアムの HP(<https://cmp-consortium.com/>)より入手ください。
- ・ 当社の欧州RoHS規制10物質対象製品に使用する材料や部品等を納品して頂く場合、規制遵守を定期的に確認させて頂くため、年1回、“RoHS規制10物質”の不含有証明書のご提出をお願いいたします。(附属書:特定化学物質リストのRoHS10物質については、図面、納入仕様書等で要求していない場合は規制遵守を求めません。)
- ・ 当社より依頼しました調査書類は指定した期日までにご提出をお願いいたします。

④ 責任ある鉱物調達

- ・ 製鍊／精鍊所に関する情報提供をお願いするとともに、紛争等と関わりのないと認定された RMAP(Responsible Minerals Assurance Process)適合製鍊業者からの調達をお願い致します。
- ・ 当社に納入いただく材料や部品等について、RMI(Responsible Minerals Initiative)が提供するCMRT(Conflict Minerals Reporting Template)およびEMRT(Extended Minerals Reporting Template)による責任ある鉱物調達調査を必要に応じて実施いたしますので、開示・伝達をお願いいたします。

- ・当社より依頼しました調査書類は指定した期日までにご提出をお願いいたします。
- ・調査の結果、これらの不正に関わる製錬／精錬所から採掘された鉱物は、使用しない方針です。サプライチェーン上で紛争や人権侵害に加担する鉱物が見つかった場合には、調達先の変更など不使用化に向けた取り組みをお願いいたします。

⑤ CO₂ 及び温室効果ガス排出量の把握・削減活動

- ・地球温暖化防止の為CO₂ 及び温室効果ガス排出量削減が重要課題となっています。温室効果ガスGHG排出量の低減に寄与する資材を当社へ提案し、採用を推進してください。これは当社への納品物、及び当社へ納品物を生産する際に発生する温室効果ガスGHG排出量低減にむけた資材を含みます。
- ・お取引先様におかれましても事業活動に伴うCO₂ 及び温室効果ガス排出量の把握・削減の取り組み(温室効果ガス低減に向けた継続的改善、教育、社内体制づくり、温室効果ガスGHG排出量の集計、再生可能エネルギー利用の推進など)を推進いただけますようお願いいたします。
- ・当社より要求があった場合は推進状況について情報提供をお願いいたします。

⑥ 資源循環の推進

- ・投入資源の低減に寄与する資材、品質を維持しながら再生資源の活用拡大に寄与する資材(輸送、梱包含む)を当社へ提案し、採用を推進してください。
- ・お取引先様自身の生産廃棄物の削減に向けた取り組み(廃棄物低減に向けた継続的改善、教育、社内体制づくり、廃棄物発生量の集計、処理状況の把握など)を推進いただけますようお願いいたします。
- ・当社より要求があった場合は推進状況について情報提供をお願いいたします。

⑦ 水資源の低減または水循環の推進、生物多様性保全への取り組み

- ・近年、水資源及び生物多様性の重要性が高まり企業にも取り組みが求められています。お取引先様自身が水の適正な利用に努め、水循環の推進に向けた取り組み(水投入量低減に向けた継続的改善、教育、社内体制づくり、水投入量の集計、水循環の推進など)を推進いただけますようお願いいたします。また、あわせて生物多様性の維持、回復を積極的に推進いただけますようお願いいたします。
- ・当社より要求があった場合は取り組み状況について情報提供をお願いいたします。

【調査書類】

①原材料、副資材、はんだ、インキ等

提出条件	分類	文書名	備考
初回引き 合い時・法 規制変更 時・納入物 品変更 時、その他 要求時	化学品の特性及び 取扱に関する情報	SDS	最新法規制を適用のこと
	管理物質含有情報	chemSHERPA (CI)	最新版を適用のこと 構成成分情報は最低限、重量 比 90%までの成分をCASNo.で 開示のこと
	法規制禁止物質 含有量分析	高精度分析データ(ICP 分析、GC-MS等の高精 度分析手法での分析報 告書)	chemSHERPA-CI を提示できない 場合は該当法令で指定された 物質の含有量を ppm 単位で報 告下さい。
	保証書	不含有証明書	
	責任ある鉱物調達 (紛争鉱物)	RMI_CMRT RMI_EMRT 調査フォーマット	最新版を適用のこと。

②成形品、電子部品等

提出条件	分類	文書名	備考
初回引き 合い時・法 規制変更 時・納入物 品変更 時、その他 要求時	管理物質含有情報	chemSHERPA (AI)	最新版を適用のこと 構成成分情報は最低限、重量 比 90%までの成分をCASNo.で 開示のこと
	法規制禁止物質 含有量分析	高精度分析データ(ICP 分析、GC-MS等の高精 度分析手法での分析報 告書)	ISO/IEC17025(試験所及び 校正機関の能力に関する一般 要求事項)認証取得分析機関発 行の報告書のこと
	保証書	不含有証明書	
	責任ある鉱物調達 (紛争鉱物)	RMI_CMRT RMI_EMRT 調査フォーマット	最新版を適用のこと。

また、当社お得意先様からのご要求事項の分析・調査をお願いする場合があります。

【高精度分析データの必要事項】

- ①分析方法: 分析法名あるいは公定法名を記入してください。
- ②分析者名: 分析責任者名、分析機関名
- ③分析日: 分析日から 1 年以内の分析データをご提供ください。
- ④分析結果: N.D. の場合は、定量下限値を記載ください。
- ⑤分析フローチャート: フローチャートを必ず添付してください。
- ⑥めっきの分析: 必ずめっき皮膜と母材とに分けて、均質材料毎に分析を行ってください。

7. 適用開始日

本ガイドラインは、2025年12月5日より適用します。
(※附属書「指定化学物質リスト」で別途適用開始日を記載しているものを除く)

8. お問い合わせ先

本ガイドラインについてのご質問、お問い合わせは下記連絡先までお願ひいたします。

〒661-0976	〒661-0976
兵庫県尼崎市潮江5-6-20	兵庫県尼崎市潮江5-6-20
音羽電機工業株式会社 環境管理室	音羽電機工業株式会社 購買資材部
TEL:06-6429-3541	TEL:06-6429-2375
FAX:06-6426-0535	FAX:06-6429-2376

9.改訂履歴

第0版 制定 2008年3月21日

第1版 改訂 2010年9月30日 化学物質管理及び調査内容追記

第2版 改訂 2011年3月10日 禁止物質の定義、管理水準追記

第3版 改訂 2013年7月 1日 禁止物質一覧表追加

第4版 改訂 2014年4月 1日 グリーン調達方針追加、化学物質管理体制追記
禁止物質一覧表削除
(附属書:指定化学物質リスト制定)

第5版 改訂 2017年8月 1日 適用範囲、方針見直し
調査書類にchemSHERPA、紛争鉱物を追加
附属書見直し

第6版 改訂 2019年7月22日 表1 環境管理物質の分類、定義を見直し
調査書類の見直し
(JAMP MSDSplus/AISを削除)
附属書「指定化学物質リスト」の見直し
1. 禁止物質
No.12、No.14 許容濃度変更
No.27 物質名追加、許容濃度変更
No.31 赤リン、No.32 HFC、No.33 PFOA
を追加。
ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン
及び2,4,4トリメチルペンテンとの反応
物(BNST)を削除

第7版 改訂 2022年1月11日 はじめにの本文に追記、用語の定義の追記、お取引先様へのお願いの追記、化学物質含有調査

追記、調査書類の保証書名変更、

お問い合わせの連絡先の変更

附属書「指定化学物質リスト」の見直し

1. 禁止物質

No.6、No.12、No.14 許容濃度変更

No.7、No.8、No.13、No.14、No.18、No.19、

No.20、No.26 一部許容濃度削除

No.15 物質名追記

No.32 許容濃度追記

No.33～No.37 禁止物質の追記

2. 管理物質

No.1、No.2 許容濃度の変更

第8版 改訂 2022年4月20日 環境管理室のお問い合わせの連絡先の変更

第9版 改訂 2024年4月 1日 代表取締役社長の変更、環境方針の制定日の変更、「紛争鉱物」から「責任ある鉱物調達」へ変更、お取引先様へのお願いについて変更及び調査書類の一部変更

附属書「指定化学物質リスト」の見直し

1. 禁止物質

No.8 許容濃度「特定アミンとして」追加

No.21 許容濃度の変更

No.38～No.42 禁止物質の追記

第10版 改訂 2025年12月5日 方針の改正（サーキュラーエコノミー、水資源の保全の追加）、お取引先様へのお願いの追記

附属書「指定化学物質リスト」全面改訂

No.23 物質名称変更

No.6、13、40 許容濃度等変更 等



附属書

指定化学物質リスト

2025年12月5日
第5版

音羽電機工業株式会社
株式会社セラオン

OTOWA ELECTRIC CO.,LTD.

1. 禁止物質…即時使用を禁止する。

但し、許容濃度以下の不純物や欧州RoHS指令の適用除外規定に基づく含有は認められる。

※1 特に記載の無い場合、許容濃度は均質材料単位とする。

※2 本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条令・業界指針などで、個別に対象地域や製品などに対して規定されてしまう場合は、それらを完全に順守すること。

No.	物質名	規制内容	規制対象	適用除外
1	カドミウムおよびその化合物	・100ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・EU RoHS指令 ANNEX III
2	六価クロム化合物	・皮革製品及び皮革部品 3ppm未満	・皮膚に接触する皮革製品 及び皮革部品	
		・上記以外1000ppm未満	・上記以外:適用除外に示す用途以外のすべての用途	・EU RoHS指令 ANNEX III
3	鉛およびその化合物	・1000ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・EU RoHS指令 ANNEX III
4	水銀およびその化合物	・1000ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・EU RoHS指令 ANNEX III
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB類)	・意図的使用禁止かつ 1000ppm未満	・すべての用途	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE類)	・意図的使用禁止かつ 1000ppm未満	・すべての用途	
7	アスペスト類	・意図的使用禁止	・すべての用途	
8	特定アミンを形成する アゾ染料・顔料			
8	アゾ染料および顔料の還元分解により発生してはならに特定アミンについては、別表1参照	・特定アミンとして 30ppm未満	・皮膚・口腔に直接かつ長時間接する可能性のある皮革・織維製品・すべての用途	
9	オゾン層破壊物質	・意図的使用禁止 (製品・部品製造時使用も含む)	・すべての用途	
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上)	・意図的使用禁止	・すべての用途	
11	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)	・意図的使用禁止かつ 1500ppm未満	・すべての用途	
12	ビストリプチルスズ=オキシド (TBTO)	・1000ppm未満(スズ換算 ^{※1})	・すべての用途	

No.	物質名	規制内容	規制対象	適用除外
13	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類 ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	・意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	・すべての用途	
14	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩および PFOS関連物質(別名:パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)とその塩およびPFOS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・PFOS(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFOS 関連物質の組み合わせ の場合 濃度合計が1000ppb (1ppm)未満	・すべての用途	
15	特定ベンゾトリアゾール(1) UV-320 (2-(2H-ベンゾトリアゾール-2- イル)-4,6-ビス(tert-ブチル) フェノール)	・意図的使用禁止	・すべての用途	
16	3置換有機スズ化合物 (TBT類、TPT類)	・1000ppm未満(スズ換算 ^{※1})	・すべての用途	
17	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	・0.1ppm未満	・すべての用途	
18	ホルムアルデヒド	・木材ベースの成形品 気中濃度 0.062mg/m ³ (0.05ppm)未満 ・上記以外の成形品 気中濃度 0.080mg/m ³ (0.06ppm)未満	・すべての用途(成形品が対象)	
19	フタル酸エステル (4種: DEHP、BBP、DBP、 DIBP)	・EU RoHS指令対象機器 1種の濃度で1000ppm 未満	・EU RoHS対象機器	
		・EU RoHS指令対象機器以外 4種の合計濃度で1000ppm 未満	・上記以外:EU REACH Annex X VIIのフタル酸に関する制限条項対象製品(電池の材料としての用途、包装材、玩具、育児用品など)	
20	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	・意図的使用禁止かつ 75ppm未満	・すべての用途	
21	ジブチルスズ化合物(DBT類)	・1000ppm未満(スズ換算 ^{※1})	・すべての用途	
22	ジオクチルスズ化合物(DOT 類)	・1000ppm未満(スズ換算 ^{※1})	・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキット (RTV-2モールドキット)	
23	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HCFC)	・意図的使用禁止	・すべての用途	
24	塩化コバルト	・意図的使用禁止	・乾燥剤用途	
25	多環芳香族炭化水素(PAH) 規制対象物質一覧について は 別表2参照	・1ppm未満	・人の皮膚または口腔に直接 かつ長時間接触する、または 短時間の接触が繰り返される ゴムまたはプラスチック部品	

No.	物質名	規制内容	規制対象	適用除外
26	塩化リン酸エステル系難燃剤 (3種: TDCPP、TCEP、TCPP)	・1000ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・自動車とその交換部品 ・商用、住宅建築物の断熱材または配線類 ・デスクトップおよびラップトップのコンピュータ、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲーム・コンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるものでスクリーンが組み込まれた携帯用端末とその周辺機器、ならびにケーブルやアダプタ等の接続装置 ・保存メディア(OD、コンピュータゲーム等のインターラクティヴソフトウェア)
27	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	・1000ppm未満	・液晶パネルのガラスの消泡剤、清澄剤用途	
28	ポリ塩化ビニル(PVC)	・意図的使用禁止	・結束バンド、熱収縮チューブ、絶縁板、ラベル、新製品における機器内部配線、包装材	
29	赤リン	・意図的使用禁止	・樹脂製品	
30	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質 (別名: パーフルオロオクタン酸、その塩およびPFOA関連物質)	・意図的使用禁止かつ PFOA(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満。 1つまたは複数のPFOA 関連物質の組み合わせの 場合、濃度合計が1000ppb (1ppm)未満	・すべての用途	
31	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)	・意図的使用禁止	・混合物、成形品	
32	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	・意図的使用禁止	・混合物、成形品	
33	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	・意図的使用禁止	・混合物、成形品	
34	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	・意図的使用禁止	・適用除外に示す 用途以外のすべての用途	・潤滑油及びグリース ・自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む)及び航空宇宙機 ・リサイクルされたプラスチックから製造したPIP(3:1)を含有する製品または成形品(但し、リサイクルまたは生産工程において新規にPIP(3:1)が添付されていないこと)
35	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	・1,000ppm未満	・混合物、成形品	
36	ハイドロフルオロカーボン(HFC) HFC一覧については別表3参照	・意図的使用禁止	・すべての用途	

No.	物質名	規制内容	規制対象	適用除外
37	炭素数9から21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩およびC9-C21 PFCA関連物質 (別名: 炭素数9から21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩およびC9-C21 PFCA関連物質)	【C9-C14 PFCA】 意図的使用禁止かつ ・C9-C14PFCA(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が260ppb(0.26ppm)未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・電離放射性または熱分解によるポリペトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての1ppm以下のC9-C14PFCA
		【C15-C21 PFCA】 意図的使用禁止	・すべての用途	
38	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHzS)とその塩およびPFHzS関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHzS)とその塩およびPFHzS関連物質)	意図的使用禁止かつ ・PFHzS(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFHzS関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が1000ppb(1ppm)未満	・すべての用途	
39	デクロランプラス 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロベンタシクロ [12.2.1.1(6,9),0(2,13),0(5,10)]オクタデカ-7,15-ジエン	・意図的使用禁止かつ 1000ppm未満 2027年4月16日から 1ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・航空宇宙、防衛用途 ・医療用画像診断と放射性治療の装置/設備
40	特定ベンゾトリアゾール(2)UV-328 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール	・意図的使用禁止かつ 100ppm未満 2026年8月4日から 10ppm未満 2028年8月4日から 1ppm未満	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む) ・産業塗装(エンジニアリング機械、鉄道輸送、大型構造物の重防食塗装など) ・偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC)フィルム ・航空機
41	中鎖型塩化パラфин(MCCP,C14-17) (塩素化率45重量%以上のものに限る)	・意図的使用禁止	・適用除外に示す用途以外のすべての用途	・次の用途に使用される軟質ポリ塩化ビニル:建設分野(建物とその他構造物のメンテナンスを含む)において、商業目的以外で使用される屋内空間の床材以外の用途、建設分野のワイヤー及びケーブル、医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル、包装分野におけるカレンダーフィルム ・断熱用途の軟質発泡エラストマー(FEF) ・次の用途に使用される接着剤および封止剤:ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサル、ファイド系シーラント及び一成分ポリウレタンフォーム、防水コーティングおよび防食コーティング、航空宇宙および防衛用途 ・航空宇宙および防衛製品の非構造装着に使用されるテープ ・皮革の加脂成分(子供用製品を除く)

※1 スズ含有濃度=[均質材料中の特定有機スズ化合物の含有濃度]×[スズ換算係数]

$$\text{スズ換算係数} = \frac{118.7^{\text{*A}} \times N^{\text{*B}}}{[\text{特定有機スズ化合物の分子量}]}$$

* A: スズ原子量、* B: スズ化合物中のスズ原子数

別表1 アゾ染料および顔料の還元分解により発生してはならに特定アミン

No.	CASNo.	物質名	英語名
1	92-67-1	4-アミノジフェニル	biphenyl-4-ylamine 4-aminodiphenyle
2	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
3	95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン	4-chloro-o-toluidine
4	91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
5	97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene 4-amino-2',3-dimethylazobenzene
6	99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine
7	106-47-8	4-クロロアニリン	4-chloroaniline
8	615-47-8	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	4-methoxy-m-phenylenediamine
9	101-77-9	4, 4-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedianiline 4,4'-diaminodiphenylmethane
10	91-94-1	3, 3-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine 3,3'-dichlorobiphenyl-4,4'-
11	119-90-4	3, 3-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine o-dianisidine
12	119-93-7	3, 3-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine 4,4'-bi-o-toluidine
13	838-88-0	3, 3-ジメチル-4, 4-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine
14	120-71-8	o-クレイジン	6-methoxy-m-toluidine p-cresidine
15	101-14-4	4,4-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis-(2-chloro-aniline) 2,2'-dichloro-4,4'-methylene-dianiline
16	101-80-4	4, 4-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline
17	139-65-1	4, 4-チオジアニリン	4,4'-thiodianiline
18	95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine 2-aminotoluene
19	95-80-7	2, 4-トルエンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine
20	137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
21	90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
22	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene

別表2 多環芳香族炭化水素 規制対象物質一覧

No.	CASNo.	物質名	英語名
1	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	Benzo[a]pyrene(BaP)
2	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	Benzo[e]pyrene(BeP)
3	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	Benzo[a]anthracene(BaA)
4	218-01-9	クリセン	Chrysene(CHR)
5	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene(BbFA)
6	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene(BjFA)
7	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene(BkFA)
8	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	Dibenzo [a, h] anthracene(DBAhA)

別表3 ハイドロフルオロカーボン(HFC)一覧

No.	CASNo.	物質名	英語名	別名
1	75-46-7	トリフルオロメタン	Trifluoromethane	HFC-23
2	75-10-5	ジフルオロメタン	Difluoromethane	HFC-32
3	593-53-3	フルオロメタン	Fluoromethane	HFC-41
4	354-33-6	1,1,1,2,2-ペントフルオロエタン	1,1,1,2,2-Pentafluoroethane	HFC-125
5	359-35-3	1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1,1,2,2-Tetrafluoroethane	HFC-134
6	811-97-2	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	1,1,1,2-Tetrafluoroethane	HFC-134a
7	430-66-0	1,1,2-トリフルオロエタン	1,1,2-Trifluoroethane	HFC-143
8	420-46-2	1,1,1-トリフルオロエタン	1,1,1-Trifluoroethane	HFC-143a
9	624-72-6	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	HFC-152
10	75-37-6	1,1-ジフルオロエタン	1,1-Difluoroethane	HFC-152a
11	431-89-0	1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン	1,1,1,2,3,3,3-Heptafluoropropane	HFC-227ea
12	677-56-5	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3-Hexafluoropropane	HFC-236cb
13	431-63-0	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane	HFC-236ea
14	690-39-1	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane	HFC-236fa
15	679-86-7	1,1,2,2,3-ペントフルオロプロパン	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane	HFC-245ca
16	460-73-1	1,1,1,3,3-ペントフルオロプロパン	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane	HFC-245fa
17	406-58-6	1,1,1,3,3-ペントフルオロブタン	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane	HFC-365mfc
18	138495-42-8	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-Decafluoropentane	HFC-43-10mee
19	353-36-6	フルオロエタン	Fluoroethane	HFC-161

2. 管理物質…使用部材変更や代替部材の開発により、段階的に使用を禁止する。
含有する場合は、含有量を把握・管理する。

No.	物質名	対象範囲	許容濃度	備考
1	フタル酸エステル類-II ①フタル酸ジイソノニル ②フタル酸ジイソデシル ③フタル酸ジ-n-オクチル	すべての用途	1,000ppm 未満/製品	
2	欧洲REACH規則 高懸念物質(SVHC)	すべての用途	1,000ppm 未満/製品	
3	ペル/ポリフルオロアルキル 化合物(PFAS)	すべての用途	-	PFASとは下記の2点のいずれ かもしくは、その両方である。 ①欧洲化学品庁(ECHA)の パーフルオロアルキル化合物 及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS)の規制案にて定義され たPFAS ②米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第8条(a)(7)に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3の定義 を満たすPFAS

3. 顧客要求規制物質…当社のお客様より使用を制限される物質。

該当物品について、要求に従い使用を制限する。

禁止物質・管理物質以外に使用を制限される物質がある場合や、当社が定める許容濃度よりも
厳しい要求がある場合は、顧客要求事項を優先する。

顧客要求規制物質について要求がある場合は、個別に連絡する。